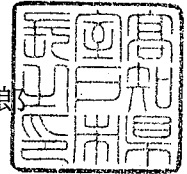


地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び第3号の規定による随意契約の予定の公表について

令和6年度佐喜浜生活改善センター屋内清掃作業委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び第3号の規定に基づき、随意契約を締結する予定であるので、室戸市契約規則第31条の3第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月26日

室戸市長 植田 壯一郎



記

(1) 物品又は役務の名称及び数量	① 令和6年度佐喜浜生活改善センター屋内清掃作業委託業務 (別紙 仕様書参照)
(2) 契約者の決定方法及び選定基準	見積金額が予定価格内であった場合、契約を締結する。高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に該当するシルバー人材センターであること。
(3) 見積書の提出場所及び提出期限	室戸市浮津25番地1 室戸市役所 産業振興課 令和6年3月31日 午前10時必着
(4) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	室戸市浮津25番地1 室戸市役所 産業振興課 TEL 0887-22-5119

仕 様 書

1. 業務名 令和6年度佐喜浜生活改善センター屋内清掃作業委託業務
2. 業務内容 佐喜浜生活改善センター屋内清掃作業
13回/月、1日あたり2時間
3. 委託期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
4. 場所 佐喜浜生活改善センター
5. 報告書の提出 受託者は業務終了後、すみやかに報告書を発注者に提出すること。
6. その他 業務に必要な消耗品及び備品の購入は受託者の負担とする。
この業務仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上
履行すること。